

森林土木工事共通仕様書（令和6年4月1日適用）主な改定内容

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
1-1-1-6 施工計画書	1 一般事項 (15) <u>法定休日・所定休日（週休二日の導入）</u> 下線部追記	8
1-1-1-24 建設副産物	4 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、 <u>法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督員等に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u> 5 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、 <u>法令等に基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督員等に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u> 下線部追記	15
1-1-1-28 工事しゅん工検査	4 検査内容 (3) <u>週休二日の履行状況</u> 下線部追記	19
1-1-1-29 既済部分検査	3 検査内容 (3) <u>週休二日の履行状況</u> 下線部追記	20
1-1-1-35 週休二日の対応	<u>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所又は技術者及び技能労働者が交代しながら、4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</u> 下線部追記	22
1-1-1-50 提出書類	1 一般事項 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて <u>長野県建設工事関係書類一覧表</u> により作成し、監督員等に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員等の指示する様式によらなければならない。 下線部追記	34
1-1-1-53 保険の付保及び 事故の補償	3 法定外の労災保険の付保 <u>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u> 下線部追記	35
1-1-1-55 石綿使用の有無	<u>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」の届出を所轄労働基準監督署に行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</u> 下線部追記	36

森林土木工事共通仕様書（令和6年4月1日適用）主な改定内容

続-章-節-項	主な改定内容	頁 (見え消し版)
1-2-3-8 区画線工	2 区画線施工前の打合せ <u>(2) 受注者はペイント式の施工に先立ち、直近の使用機械のキャリブレーション結果を提出し、施工速度等を監督員等と協議して定めなければならない。</u> 下線部追記	49
1-2-3-24 羽口工 1-2-14-6 かご工	9 吸出し防止材の設置 <u>鉄線籠型護岸工（蛇籠、フトン籠、かごマット等）の背面及び下面には、土砂の流出及び吸出しを防止するため、吸出し防止材を設置することを標準とする。ただし、背後地の地質状況から、明らかに土砂流出等が発生しないと判断される場合は、この限りではない。</u> <u>透過性のある鉄線籠型工法において、背後地盤あるいは基礎部の土砂の流出防止が重要であり、特に吸出し防止材の継ぎ目は弱点となりやすいため、重ね幅10cm以上を確保するとともに、重ね合わせは流水によるめくれを考慮し、河川の上流側のシートを上にして施工すること。</u> <u>また、重ね合わせのズレ防止の観点から法面方向に縦に敷設することとし、特に背後が段切りの場合は、角部で重ね合わせがずれる可能性があり、河岸が曲線の場合、ズレが大きくなるので、河川方向に横に敷設することは避けることとする。</u> <u>なお、かご工の背面及び下面への敷設と重ね合わせは、下図を参考にすること。</u> 下線部追記	65 168
1-2-14-2 植生工	8 呂芝串 受注者は張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当たり2～3本1㎡あたり20～30本の呂芝串で固定するものとする。また、張付けに当たっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。 下線部追記	162
4-4-3-1 一般事項	3 名簿の整備 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員等の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 下線部追記	334
4-7-3-2 掘削工	8 切羽監視責任者の配置 切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員等と協議し配置不要とすることができる。 下線部追記	358

※今回の改正では、主に、誤植の修正、表現方法の統一、基準適用日の更新等を実施